

成長戦略としての 資源循環経済確立に向けた取組について

令和7年10月

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

成長戦略としての資源循環経済確立に向けた取組について

ー 成長志向型の資源自律経済戦略

- ー 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）
- ー 投資支援
- ー ルール整備
- ー 参考：直近のイベント

資源循環経済政策の変遷（1R → 3R → CE）

1991年

再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）（1991.4 制定）

- ✓ 回収した製品等を原材料として再利用（古紙利用率、廃ガラスびん利用率等）
- ✓ リサイクル配慮設計：リサイクル可能な材料選択、分解容易な設計（自動車、テレビ、冷蔵庫等）
- ✓ 分別回収のための表示（スチール缶、アルミ缶、PETボトル、ニカド電池）
- ✓ 工場等で発生する副産物（＝産業廃棄物）のリサイクルの促進（鋼スラグ、電気業の石炭灰）

1R

- ・環境問題（最終処分場、大量廃棄・不法投棄）への対応
- ・事業に寄与する1Rの推進

1999年

1999年循環経済ビジョン（1999.7 策定）

- ✓ 循環型経済の形成のために、従来のリサイクル対策の強化に加えて、
 - ・省資源化や長寿命化による廃棄物の発生抑制対策（リデュース）
 - ・製品・部品の再使用（リユース）等の本格的な導入が提言された。

法改正
対策の大幅追加

2001年

資源の有効な利用の促進に関する法律（3R法）（2001.4 施行）

- ✓ リサイクル対策の強化
- ✓ リデュース、リユース対策の新設

順次品目追加
ガイドライン強化

3R

- ・深刻化する環境問題
- ・売上と相反する長寿命化等によるリデュースやリユース開始

2020年

循環経済ビジョン2020（2020.5 策定）

- ✓ 環境活動としての3R ⇒ **経済活動としての循環経済**への転換
- ✓ グローバルな市場に循環型の製品・ビジネスを展開していくことを目的に、**経営戦略・事業戦略としての企業の自主的な取組を促進**
- ✓ **中長期的にレジリエントな循環システムの再構築**

CE
ビジョン

&

2023年

成長志向型の資源自律経済戦略（2023.3 策定）

- ✓ **競争環境整備**（規制・ルール）
- ✓ **政策支援**（サーキュラーエコノミー・ツールキット）
- ✓ **産官学連携**（サーキュラーエコノミー・パートナーシップ）

CE
戦略

- ・国際的な環境制約・資源制約等の新たな課題
- ・3Rについて、ビジネスの力で抜本的に推進
- ・企業戦略とも整合性を強化し、成長機会につなげる

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識①

（１）資源制約・資源枯渇リスクに対する経済の自律性の必要性の高まり

○世界のマテリアル需要が増大し、多くのマテリアルの将来の枯渇が予測されている。

※特に、金、銀、銅、鉛、錫などは、2050年までの累積需要が埋蔵量を2倍以上超えている状況

○再生プラスチックをはじめとした再生材についても利用促進を背景に争奪戦が発生。

○供給が一部の国に集中しているマテリアルがあり、資源国の政策による供給途絶リスクが存在。

※ニッケル、マンガン、コバルト、クロムなど集中度が特に高いマテリアルある一方で、中国によるレアアース輸出制限、インドネシア（最大生産国）によるニッケル輸出禁止等の施策も現実化。

○先進国の中でも日本は自給率が低く、調達リスク増大の懸念。

（２）廃棄物処理やCO2排出削減等の環境制約の強化

○廃棄物の越境制限をする国が増加、国際条約も厳格化の動き（バーゼル条約）。

○日本国内では廃棄物の最終処分場に制約があり、対策が必要。

○CN実現に向け、3 Rの更なる推進によるCO2排出の削減が不可欠。

※循環資源（再生材・再生可能資源(木材・木質資源を含むバイオ由来資源)等）活用により、2～9割のCO2排出削減効果。
また、リペアの推進による長期利用やシェアリングサービス等によるサービス化もCO2削減にも寄与。

(3) サーキュラーエコノミーの成長機会の重要性の高まり

○資源自律経済への対応が遅れがもたらすリスクの増大

①マテリアル輸入依存による国富流出や国内物価上昇のリスク増大。

②資源循環の取組の脆弱な製品は世界市場から排除され市場を失う可能性。

③世界的に静脈産業は大型投資が進んでおり、対応が遅れれば、再生材調達や廃棄物処理も海外依存の可能性。

○再生利用性が高い国内の廃棄物（中古自動車、ペットボトル等）は海外流出している状況。

○サーキュラーエコノミーの市場が今後大幅に拡大していく見込み

※一部の試算では、日本国内では2020年50兆円であり、2030年80兆円、2050年120兆円の市場規模を目指している。

①世界的な制約強化を背景にしたサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換必要性の拡大。

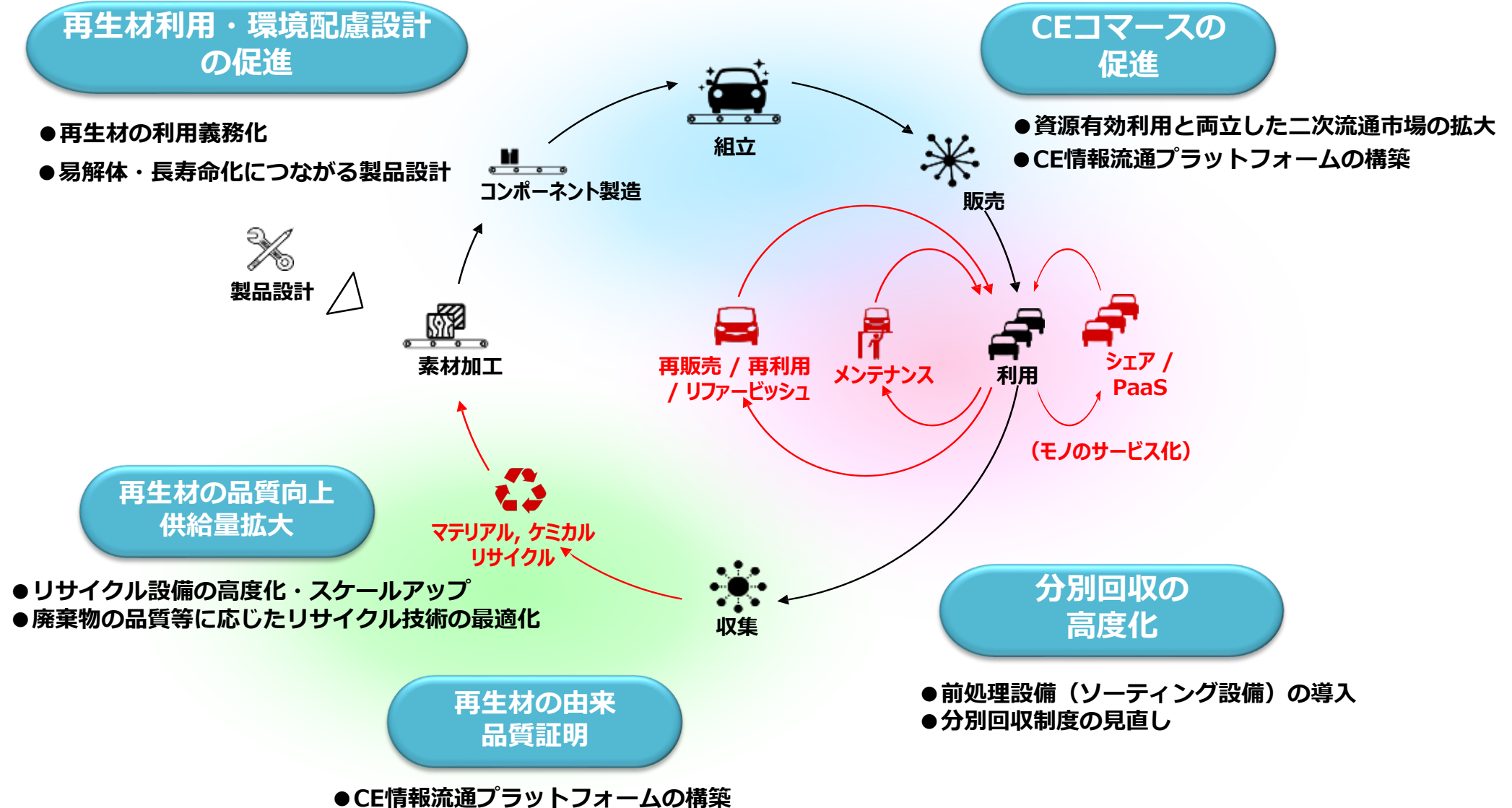
②消費者の環境意識の高まりによる資源循環価値を持つ製品やサービスの需要の拡大。

③3Rを主に担っていた公共部門における民間ビジネスやノウハウの活用の拡大。

④動脈や静脈等、業種を越えた連携によるイノベーションや需要の創出の促進。

サーキュラーエコノミー推進に向けた取組

- サーキュラーエコノミーの推進のためには、設計からリサイクルに至るまで、バリューチェーン全体での多面的な措置が必要となる。



サーキュラーエコノミー推進に必要な施策

- サークュラーエコノミーの推進に向けては、まずは個社では実現可能な取組に限られていることや特に動脈と静脈の情報共有や連携が不可欠であるため、①**サーキュラーエコノミーの担い手の発掘や横での連携を強力に進めていく**ことがまず求められる。加えて、今まで3R施策として取り組んできたリサイクル、リデュース、リユースなどの取組について、②**ビジネスベースで持続的な取組として確立すること**、③**今まで存在していなかった再生材やC E コマース等の市場を創出し、更に拡大していく**ことが必要となる。
- そのため、（1）産官学連携の推進によるC E の担い手のネットワーキングと具体的なプロジェクト組成等を強力に進めるとともに、（2）GX予算を活用した大規模かつ長期の支援も可能となる投資支援及び（3）サーキュラーエコノミー関連分野における幅広いルール整備によるビジネス化の進展と新たな市場の創出を進める。
- この3つの取組の柱を中心に業界と意思疎通しつつ、**投資支援とルール整備を一体的に措置することで**、スピード感を持って官民一体となってサーキュラーエコノミー施策を推し進める。

産官学の連携



投資支援
(GX 予算等)

ルール整備
(改正資源法)

成長戦略としての資源循環経済確立に向けた取組について

- － 成長志向型の資源自律経済戦略
- － 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）
- － 投資支援
- － ルール整備
- － 参考：直近のイベント

産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPS））

- 各主体の個別の取組だけでは、経済合理性を確保できず、サーキュラーエコノミーの実現にも繋がらないことから、ライフサイクル全体での関係主体の連携による取組の拡張が必須。
- そのため、サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における有機的な連携を促進することにより、サーキュラーエコノミーの実現に必要な施策についての検討を実施。

会員数：762者（10月10日時点）



企業

： 621社

（大企業：234社、中小企業：387社（うち、小規模企業：109社））

業界団体

： 37団体

自治体

： 30自治体

大学・研究機関

： 25機関

関係機関・関係団体

： 49機関

ビジョン・ロードマップ
検討WG

今後の日本のサーキュラーエコノミーに関する方向性を定めるため、2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定を目指す。また、各製品・各素材別のビジョンや中長期ロードマップの策定も目指す。

CE情報流通
プラットフォーム構築WG

循環に必要な製品・素材の情報や循環実態の可視化を進めるため、2025年度を目途に、データの流通を促す「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」を立ち上げることを目指す。

地域循環モデル
構築WG

自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」を目指す。

国際連携・標準化
WG

国際的な政策動向等について情報発信を行うとともに、具体的な国際連携案件の創出や、日本企業の競争力強化につながる国際標準化策定に向けた戦略検討等を行う。

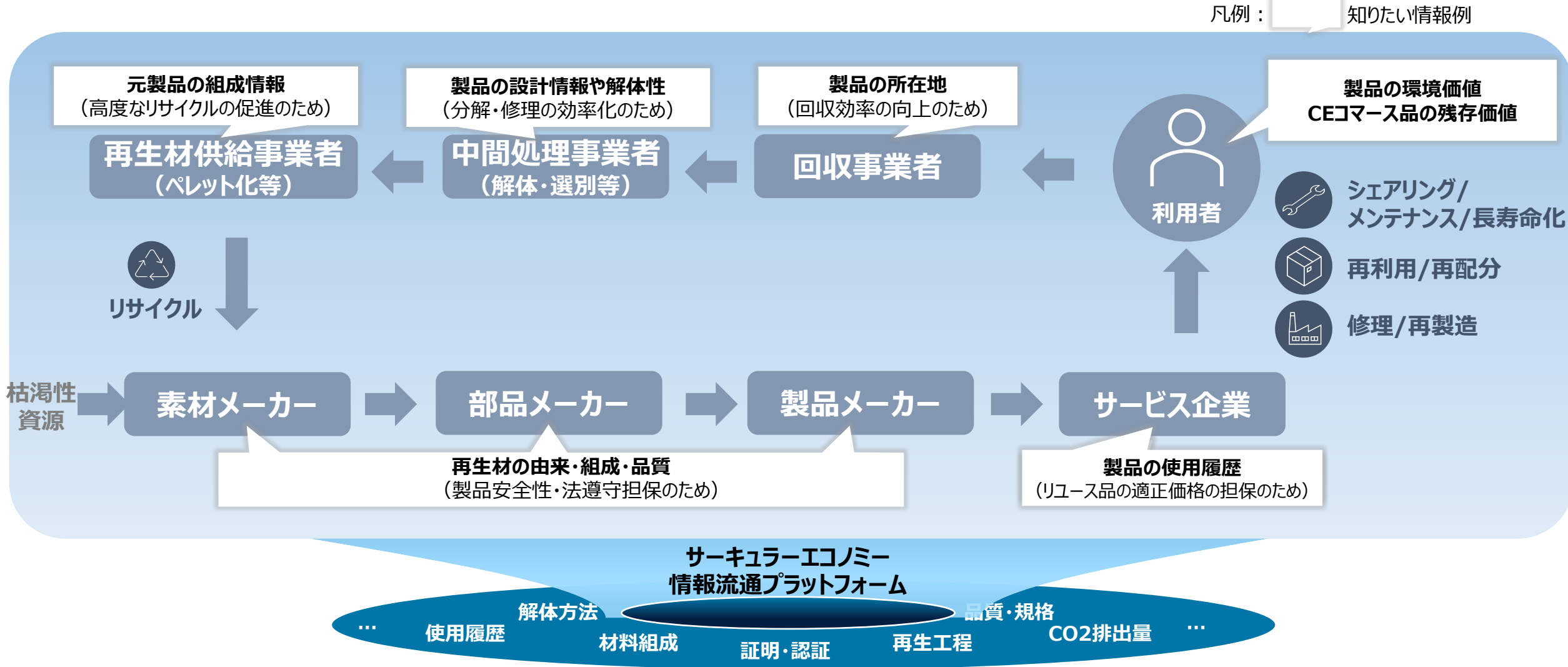
公式サイト



<https://www.cps.go.jp/>

サーキュラーエコノミーの推進におけるCE情報流通PFの役割

- サーキュラーエコノミーの推進においては、モノの長寿命化、再利用、修理、リサイクルといった**多層的な循環を適切に選択し、循環プロセスを効率的に回す必要**があるが、そのためには**モノの履歴や組成、由来といった価値情報の流通が不可欠**



● 2025年8月現在、個別ユースケースの取組み全体像は下記の通り。

		対象プロセス							
対象 プロセス例	製品設計・製造		利用/再利用	回収	中間処理・再生材の製造		再生材の販売		
	製品の組成 (例：化学物質情報)	製品の 環境価値・認証 (例：CFP、CE指標)	製品の 残存価値・認証 (例：製品の利用履歴)	廃棄物の詳細 (例：型番、所在・物量)	再生材の由来 (例：中間処理プロセス)	再生材の品質 (例：再生材の組成、 化学物質情報)	再生材の詳細 (例：所在・生産量)		
	素材・製品製造事業者		流通業者 消費者	回収事業者	解体・選別事業者	再生材製造事業者	素材・製品製造事業者		
対象製品・素材	最終製品	自動車	製品含有化学物質の トレーサビリティ管理 システム(CMP)※2	蓄電池のトレーサビ リティ管理システム※1	CMPから廃製品の組成情報を入手				
		自動車 蓄電池			製品リサイクルのトレーサビリティ管理システム(RMP)※3				
		家電製品							
		事務機器				事務機器のトレーサビリティ管理システム※5			
		アパレル製品 (テキスタイル)				テキスタイルのトレーサビリティ管理システム※6			
	中間材	建築物	建設のトレーサビリティ管理システム						
		土木資材		再生砕石/再生骨材コンクリートのトレーサビリティ管理システム					
		プラスチック	製品含有化学物質の トレーサビリティ管理 システム(CMP)※2	鉄鋼のCFP 関連データ提供※7	プラスチックのトレーサビリティ管理システム(PLA-NETJ)※4				
		鉄鋼							

※1 欧州電池規則への対応も想定

※2 主に自動車・電機電子製品に含まれる化学物質が対象。最終製品に含まれる各種中間材も対象予定。
欧州Reach/RoHS, 欧州DPPへの対応も想定

※3 自動車・電機電子製品由来のプラスチックを1stユースケースとして検討予定。部品の再利用にも拡張予定

※4 自動車用プラスチックが先行ユースケース、CMPと連携。欧州ELV規則, 欧州DPPへの対応も想定

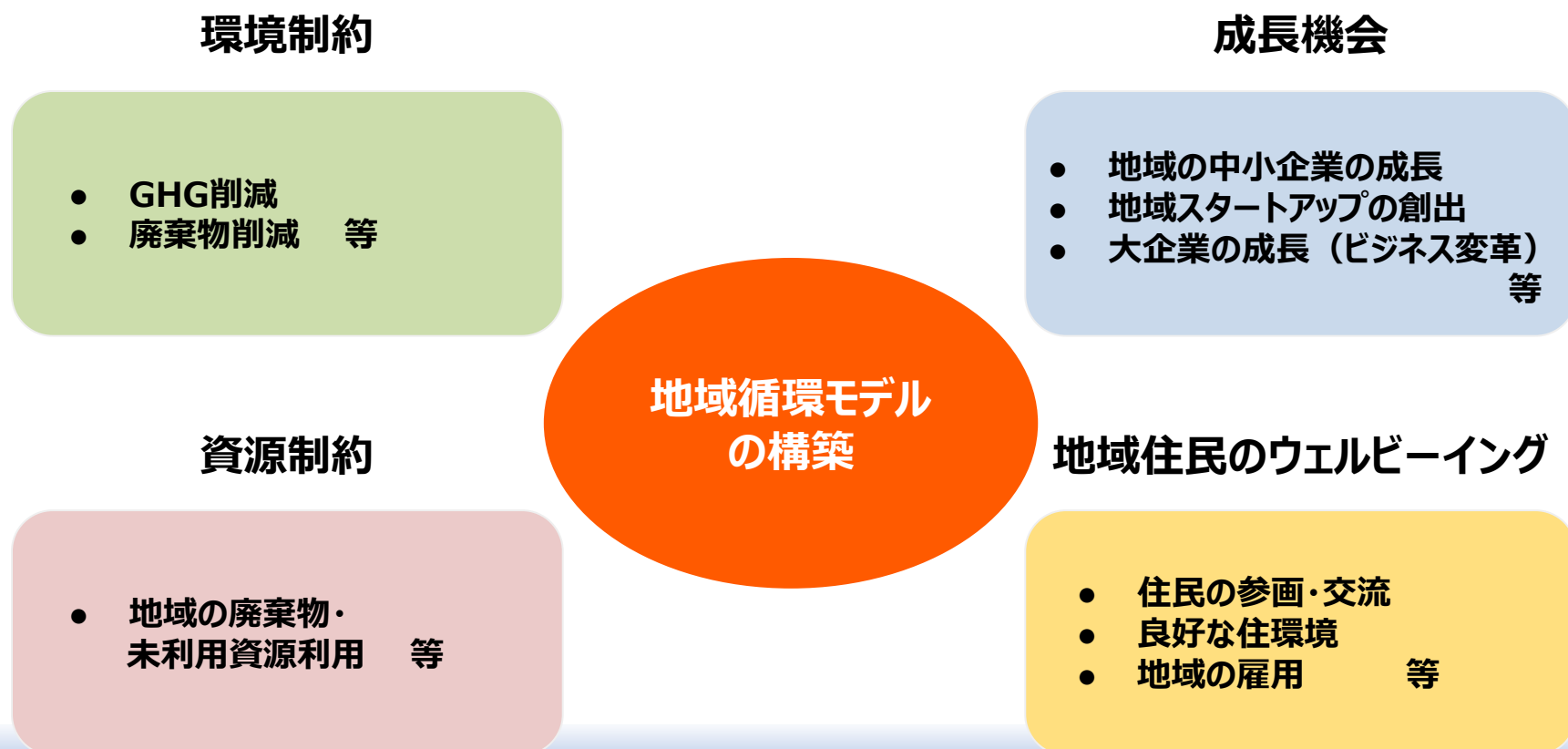
※5 再製造を含む。欧州DPPへの対応も想定

※6 欧州DPPへの対応も想定

※7 欧州DPPへの対応も想定

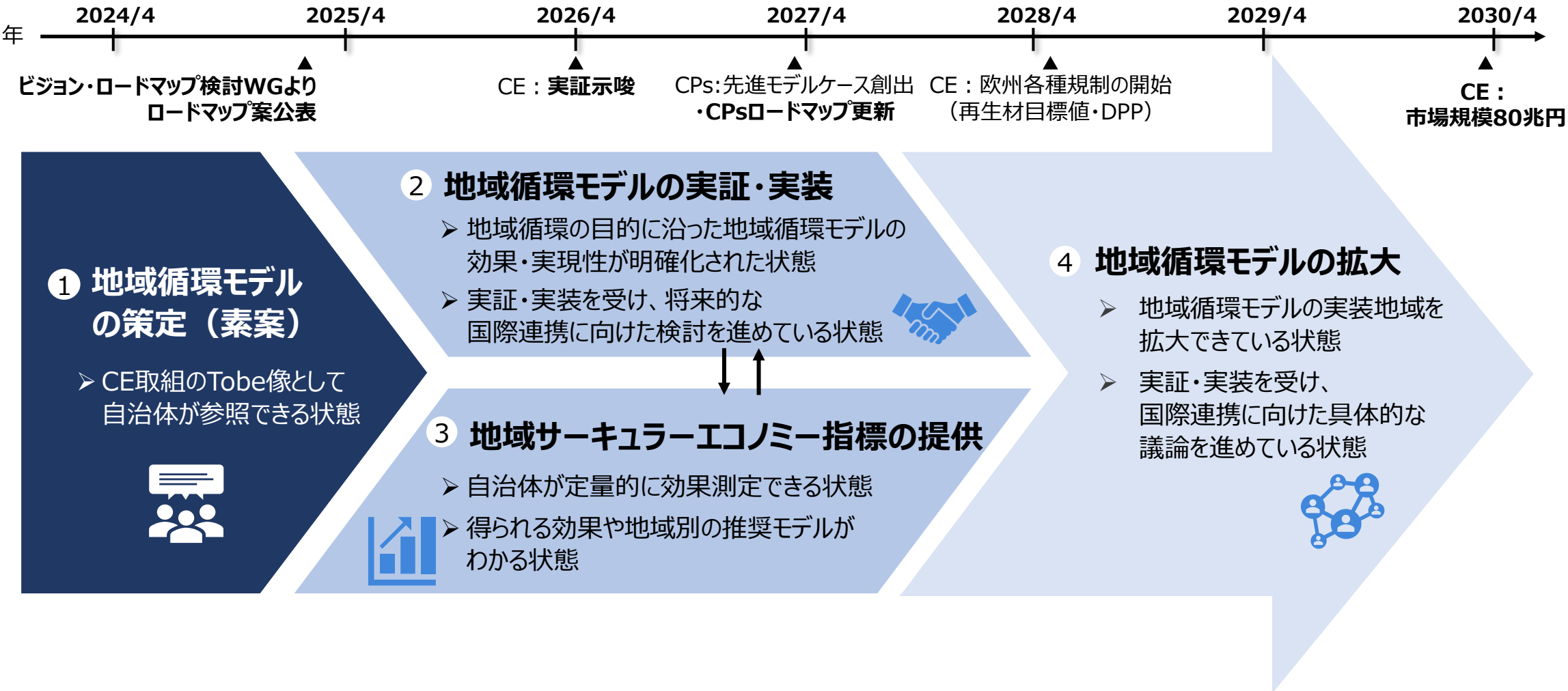
CE地域循環モデル構築の目的と視点

- 地域の特性に合わせた「地域循環モデル」を構築することで、環境制約や資源制約への対応、成長機会の獲得、地域住民のウェルビーイングの実現を目指す。
- その際、地域で循環可能な資源は可能な限り地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環(わ)を広域化させていくなど、地域の特性に合わせて最適な規模の資源循環を形成することが重要。



地域循環モデル構築WGの主要ステップとマイルストーン

- 策定した地域循環モデルの実装とその効果を図る指標の提供を進めることで、最終的に地域循環モデルの拡大を目指す。



成長戦略としての資源循環経済確立に向けた取組について

- － 成長志向型の資源自律経済戦略
- － 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）
- － 投資支援
- － ルール整備
- － 参考：直近のイベント

投資支援

- サークュラーエコノミーの拡大で再生材の国内供給量の不足が見込まれていることから、研究開発から実証・実装までを面的に支援することが必須。
- G X 経済移行債により、今後10年間で官民合わせて2兆円超の投資の実現を目指し、自動車・バッテリー、電気電子製品、プラスチック等の長寿命化や再資源の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資への支援。
- 令和6年3年間で300億円の支援を実施。長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化等に係る設備投資等を支援。令和7年度からの3年間も支援を行っていく。

自律型資源循環システム強靱化促進事業

国庫債務負担行為要求額 **260億円**

※令和8年度概算要求額 73億円（30億円）

事業概要

「サーキュラーパートナーズ」の枠組みを活用し、以下の資源循環に係る取組に対して補助を行う（補助1/2,1/3等）。

（1）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

（2）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

（3）リユース、リファビッシュ等のC E コマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

成長志向型の資源自律経済加速化事業のうち、

（1）資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業

令和8年度概算要求額 **8.5億円（9.5億円）**

事業概要

（1）「サーキュラーパートナーズ」の活動計画の策定や個別テーマごとのワーキンググループの開催等について、事務的な補助等を行う事務局の運営を実施する（委託）。

（2）自律型資源循環システム構築のため、「サーキュラーパートナーズ」で検討する個別テーマの設定や深掘りのための調査、参画する自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等のビジョン・ロードマップの策定、地域循環モデルの創出等のための支援、資源循環に係る国際標準等に関する調査、資源循環経済の実現加速に向けた情報発信等を実施する（委託）。

（3）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等の資源循環に係る取組において、経済合理性や技術的課題の明確化等のための実証や、設備投資についての支援を実施する（補助2/3,1/2,1/3）。

規制・支援一体型促進策の政府支援イメージ

- 各分野が持つ事業リスクや事業環境に応じて、適切な規制・支援を一体的に措置することで、民間企業の投資を引き出し、150兆円超の官民投資を目指す。
- 世界規模のGX投資競争が展開される中、我が国は、諸外国における投資支援の動向やこれまでの支援の実績なども踏まえつつ、必要十分な規模・期間の政府支援を行う。20兆円規模の支援については、今後具体的な事業内容の進捗などを踏まえて必要な見直しを行う。

今後10年間の政府支援額 イメージ			→ 支援と規制を一体的に措置 することで、民間投資を誘発		今後10年間の官民投資額全体
約20兆円規模			150兆円超		
非化石エネルギーの推進	約6～8兆円	- 水素・アンモニアの需要拡大支援 - 新技術の研究開発 など	約60兆円	- 再生可能エネルギーの大量導入 - 原子力・水素・アンモニア など	
需給一体での産業構造転換・抜本的な省エネの推進	約9～12兆円	- 製造業の構造改革 - 収益性向上を実現する省エネ・原/燃料転換 - 抜本的な省エネを実現する全国規模の国内需要対策 - 新技術の研究開発 など	約80兆円	- 製造業の省エネ・燃料転換（例、鉄鋼・化学・セメント・紙・自動車） - 脱炭素目的のデジタル投資 - 蓄電池産業の確立 - 船舶・航空機産業の構造転換 - 次世代自動車 - 住宅・建築物 など	
資源循環・炭素固定技術など	約2～4兆円	- 新技術の研究開発 - 社会実装 など	約10兆円	- 資源循環産業 - バイオものづくり - CCS など	

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- － 成長志向型の資源自律経済戦略
- － 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）
- － 投資支援
- － **ルール整備**
- － 参考：直近のイベント

ルール整備

- 現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進

- ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- ・ 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ G Xに必要な原材料等の再資源化の促進

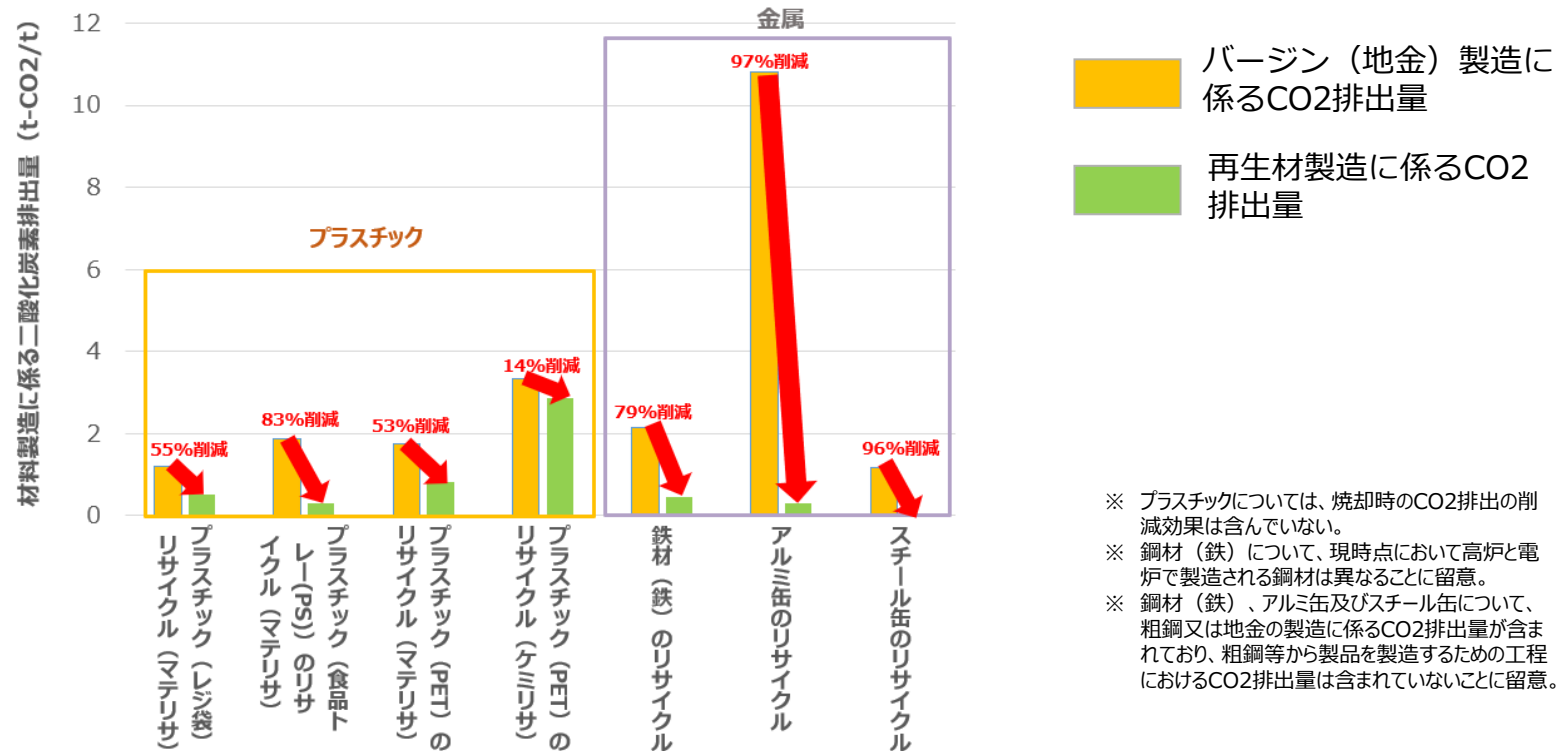
- ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- ・ シェアリング等のC Eコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- 脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源（脱炭素化再生資源）を原材料として利用することが特に必要な製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）を指定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、計画の作成（脱炭素化再生資源の利用目標等）及び定期の報告を求める。
- これにより再生資源の利用をモニタリングする仕組みを構築し、必要に応じて再生資源利用の改善を促していく。



脱炭素化再生資源の指定について

- 脱炭素化再生資源として、再生プラスチックを指定。
- 再生プラスチックの定義については、プレコンシューマ材及びポストコンシューマ材の両方を含むもの（使用済物品等又は副産物を原材料として利用することができる状態にしたプラスチック）として規定する。

<指定の考え方>

指定要件	プラスチック
①脱炭素化の観点 - 天然資源に比べて、再生資源を利用することでその原材料のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量を大きく低減できること - 世界的に脱炭素に資する製品に必要な資源の需要が増加する中で脱炭素社会の形成のために必要不可欠な製品に利用される資源であること。	プラスチックを再生資源として利用することにより、二酸化炭素の量を大きく低減可能。
②海外依存度の高さから安定的な供給が求められること。	プラスチックの原料となる石油は輸入依存度が高い。
③技術的・経済的に再生資源の利用が可能※ではあるものの、量・質の確保等の課題があり、政策的な措置が必要であること。 ※「技術的に可能」：現在の技術水準等を考慮してその技術的可能性があること。 ※「経済的に可能」：設備投資による負担が著しく過重であるなど、経済的におよそ不可能なものではないこと。 （出典：資源有効利用促進法逐条解説）	再生プラスチックの利用に関しては、技術的・経済的にも利用が可能な状況であるが、国内廃プラスチックが年間800～900万トン発生しているにもかかわらず、そのうち国内での再生資源の利用率は5 %程度に留まっている。

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の指定の考え方

- 国内の再生プラスチックの供給基盤の確立に向けては、需要と供給の両輪で取り組むことが必要。
- 業界ヒアリングを踏まえ、再生プラスチックの利用拡大を主導していく業界として、自動車、家電4品目、容器包装（食品（飲料PETボトル除く）や医薬品を除く）を指定することとしたい。

自動車

- 自動車リサイクル法による回収体制の整備、分離・再資源化に向けた課題整理・検討が進んでおり、業界として利用拡大に向け意欲的に取り組んでいる。再生プラ利用規模も大きく、国際競争力のある再生材供給産業の育成に向けて産業界をリードいただく観点から、**自動車を指定対象とすることとしたい。**
- 定期報告において、再生プラスチック利用実績の報告開始時期については、サプライチェーンの複雑さ等も考慮し、柔軟な運用を行う。
- ただし、再生プラの量／質／コストの課題など供給側の課題への対応、欧州ELV規則等グローバルなルールと整合した運用等が今後必要。

家電

- 家電リサイクル法による回収体制の整備、分離などの技術開発状況、再生プラ利用に向けた業界として意欲を踏まえ、**家電4品目を指定対象とすることとしたい。**
- ただし、更なる再生プラ利用拡大には向けては、消費者も含めた再生プラが利用される環境の醸成や、易解体が普及する仕組み整備等の課題への対応が今後必要。

容器包装

- 容器包装リサイクル法による回収体制の整備、分離・再生技術が一定揃っていること、業界団体として意欲的な再生プラ利用目標を掲げていることを踏まえると、**容器包装を指定対象とすることとしたい。**
- ただし、効率的な回収・選別体制の構築や、再生プラ利用事業者へのインセンティブ等、容器包装リサイクル制度の見直しを含めた仕組み整備が必要。

指定脱炭素化再生資源利用促進製品に対しては、**再生プラスチックの量・質の改善に向けた供給体制の整備や利用拡大に向けた技術開発支援等**、政府として必要な支援を積極的に実施していく。

② 環境配慮設計の促進

- 現行法では、リサイクルの容易化や省資源化など、環境配慮設計を進めるべき製品（50品目）を指定。
- 他方、環境配慮設計が特に優れた製品を積極的に評価し、全体レベルを底上げする仕組みがなかった。
- このため、ライフサイクル全体の環境負荷低減に特に優れた環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）を認定する。
- 認定を受けた製品について、①国による公表と周知、②差別化できる製品表示、③グリーン購入法における国の調達の基本方針への反映、④関連設備投資への産廃処理施設整備法の指定法人による債務保証等、⑤事業者等の使用努力義務を規定。

事業者が従うべき判断基準

<家電・複写機の例>

（リサイクルの容易化）

- **構造の工夫**（解体・分別が容易な設計）
- **原材料の工夫**（原材料の種類数の削減、添加物の不使用等）

（省資源化）

- 原材料等の使用の合理化
- 長期間の使用の促進
- 修理等の機会の確保

優れた環境配慮設計の例

<家電>



- ✓ 再生プラスチックを40%以上使用
- ✓ 塗装や印刷などを極力排除（リサイクルのしやすさに配慮）
- ✓ 廃棄時にリチウムイオン電池を分別しやすい設計

出典：日立グローバルファイルソリューションズ株式会社HP

<複写機>



- ✓ 部品リユース率は最大84%
- ✓ 部品点数の削減
- ✓ 解体した部品の運搬の容易化
- ✓ 分解、清掃、分類しやすい製品設計

出典：富士フイルムホールディングス株式会社HP

環境配慮設計に係る制度の全体像と今後の進め方

- ベースとなる判断基準があった上で、ライフサイクル全体を見据えた高度な環境配慮設計として、共通の設計指針に基づき製品分野ごとに認定基準を策定していく。

<優れた環境配慮設計>

製品分野ごとの設計認定基準の策定

→ 設計認定に意欲のある業界による手挙げ方式。

資源有効利用・脱炭素化促進設計指針（全製品共通）

→ 今後設計指針の議論を進める。



事業者が従うべき判断基準
(指定省資源化製品・指定脱炭素化再生資源利用促進製品・
指定再利用促進製品)

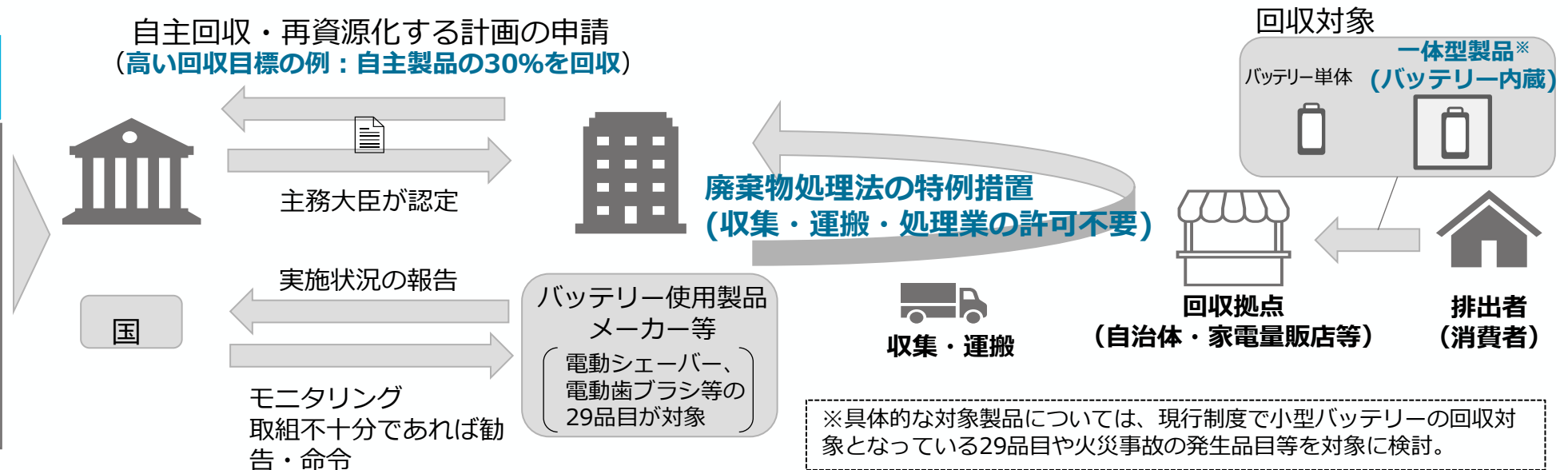
→ 今後判断基準の議論を進める。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 現行法では、小型バッテリーやその使用製品（29品目）のメーカー等に、小型バッテリーの回収・再資源化を義務付けている。
- ただし、①回収スキームが十分に構築されていない（広域回収には個別の自治体許可が必要）、②小型バッテリーの取り外しができない一体型製品が増えている、③消費者も小型バッテリーを分別すべきと認識しにくいこと等から、回収率が低い。
- また、リサイクル現場で小型バッテリーが原因の発火事故が増加、**回収率向上の要請**が強まっている。
- このため、**高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化を促進**する。

メーカー等による 小型バッテリー回収の課題

1. 広域回収には個別自治体許可が必要
2. 小型バッテリー取り外し不可の一体型製品の増加
3. 消費者が小型バッテリーを分別すべきと認識しにくい



課題及び指定再資源化製品について

- リサイクル・廃棄物処理現場における小型リチウム蓄電池の発煙・発火事故増加による回収促進が喫緊の課題。資源循環と安全性の両立を図るため、発火リスクの高い製品（指定再資源化製品）を早急に新たに指定し、メーカー等による回収率の向上を図る必要。
- ※**指定再資源化製品**：製造事業者及び輸入販売事業者が、自主回収・再資源化を促進することが特に必要と政令で定められた製品。密閉形蓄電池を部品として使用する製品の製造事業者及び輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収・再資源化に取り組むことが求められている。

指定再資源化製品 (当該製品の自主回収・再資源化が求められる)
パソコン
密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）

指定再資源化製品を部品として使用する製品29品目 (部品として使用する密閉形蓄電池の自主回収・再資源化が求められる)		
電源装置	コードレスホン	電気かみそり
電動工具	ファクシミリ装置	電気歯ブラシ
誘導灯	交換機	非常用照明器具
火災警報設備	携帯電話用装置	血圧計
防犯警報装置	MCAシステム用通信装置	医療用注入器
電動自転車	簡易無線用通信装置	電気マッサージ器
電動車いす	アマチュア用無線機	家庭用電気治療器
パーソナルコンピュータ	ビデオカメラ	浴槽用電気気泡発生器
プリンター	ヘッドホンステレオ	自動車型電動式がん具
携帯用データ収集装置	電気掃除機	

リチウム蓄電池による火災事故の発生事例

- 環境省の調査によると、廃棄物処理を行う市区町村等において小型リチウム蓄電池を起因とした発煙・発火事故は年間21,751件（R 5 年度）。
- リチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設等における火災事故等の被害総額は約96億円（R 3 年度）（処理施設停止中の他自治体への処理委託費を含む）と推計。

H29	新潟県	新潟市	消防が出動する出火が発生。コンベヤのベルトゴムが損傷。
R2	埼玉県	上尾市	9ヶ月半の稼働停止。難燃性ゴム製ベルト、熱源検知器、散水ノズル増設を含め、復旧工事費約4億7,700万円。加えて、この間の委託処理費約5千万円。
R2	東京都	府中市	大規模火災により、1年半利用施設が利用できなくなった。各種コンベヤ、磁選機、粒度選別機、周辺の電気系統が損傷し高額の修理費用が生じた。修理期間は粗破碎処理のみ行い、職員による手作業で処理を進めた。



発火時の様子(新潟市)



火災当日の様子(上尾市)

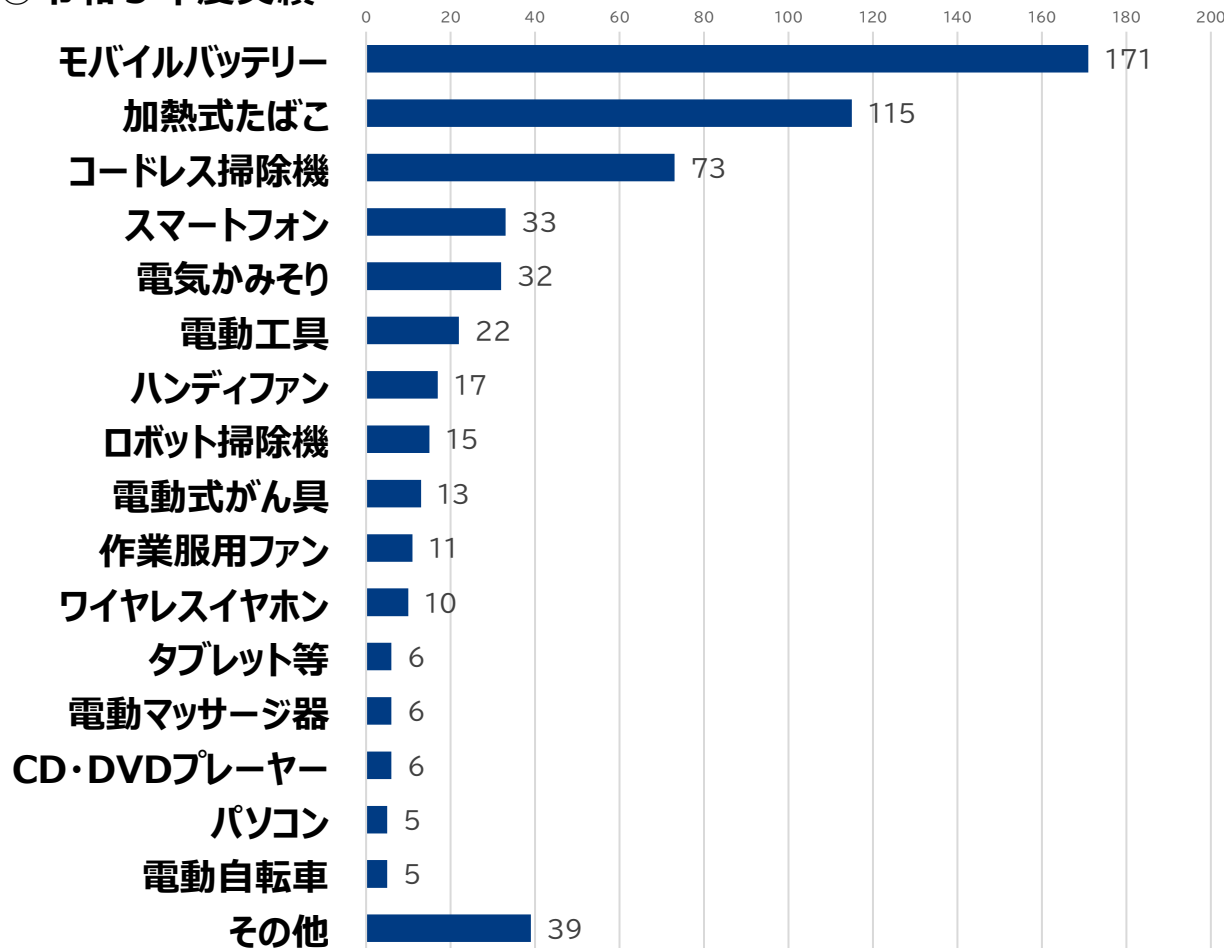


火災で焦げた破碎物コンベヤ(府中市)

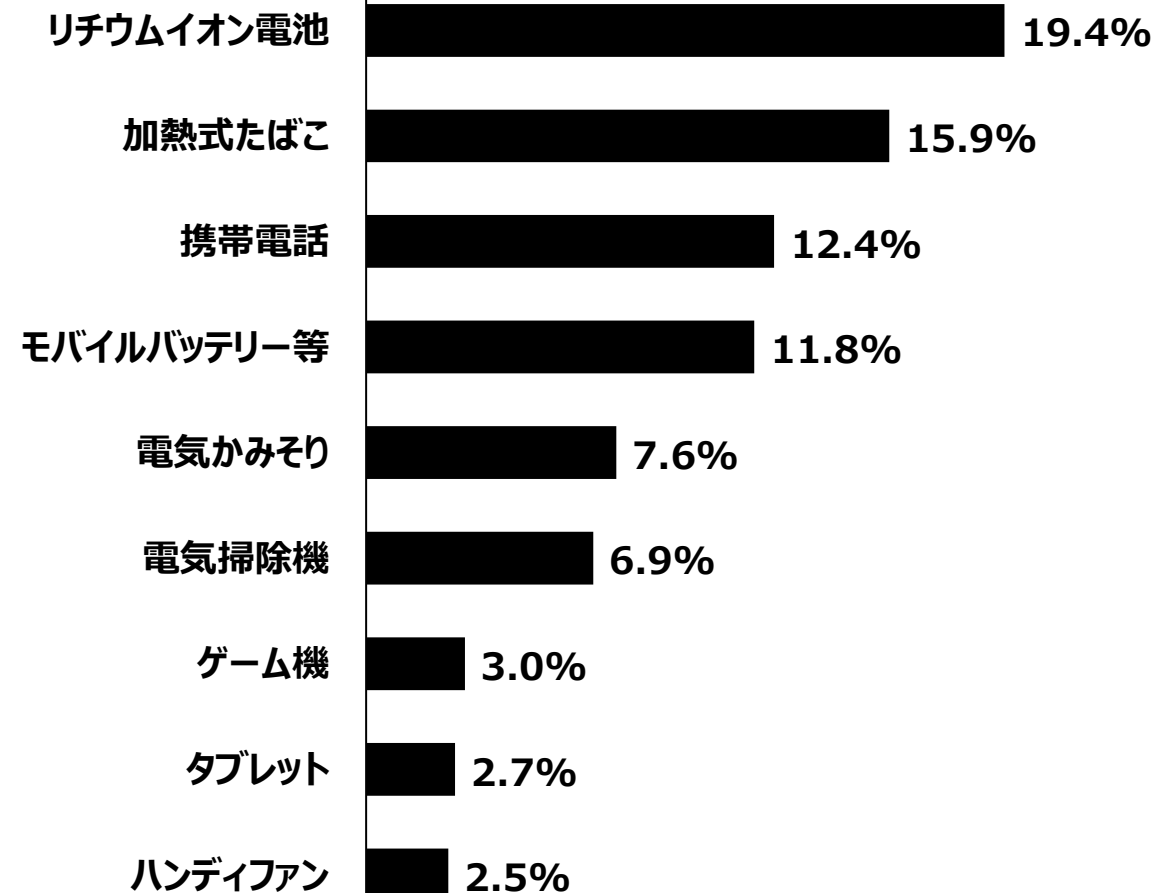
リサイクル現場等における火災事故等の発生品目

火災事故等の発生品目としてあげた市区町村数

○ 令和5年度実績



不燃ごみ等に混入しているリチウム蓄電池関係品目



(左図) 環境省調査：一般廃棄物処理実態調査（令和6年度）

(右図) 総務省調査：リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査

※「加熱式たばこ」はデバイスを指す。

指定再資源化製品の指定

製品の選定

1. **政策的な必要性**：レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性）、リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性）。リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化が必要。
2. **技術的・経済的な対応可能性**：再資源化する技術が存在。販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人JBRC（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能。

→今後、業界ヒアリングを実施した上で、3品目（電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス）の追加を検討

指定再資源化製品（現行）

パソコン

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）



指定再資源化製品（新たに追加を検討）

パソコン

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）

電源装置

携帯電話用装置

加熱式たばこデバイス

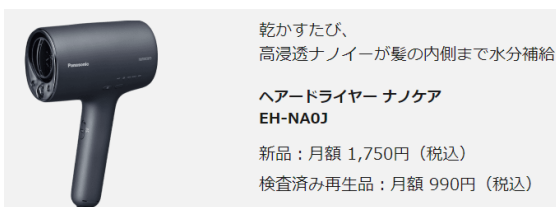
・・・

※今後、業界ヒアリングを実施した上で、新たに製品の指定を行う

④ サークュラーエコノミー（CE）コマースの促進

- 現行制度では、**CEコマース**（シェアリング、リユース等の資源の有効利用につながる新たなビジネス）**を健全に育成する適切な規律が存在しない。**
- CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、**資源の有効活用や消費者の安全といった観点から事業者が従うべきCEコマースビジネスの判断基準を設定**する。
- 判断基準を勘案して、必要な指導・助言を行う。

CEコマースビジネスの例



出典：パナソニック株式会社

→高価な家電を定額利用できる
サービス



出典：air Closet

→スタイリストが選んだ洋服が
定額で借りられるサービス

不適切なCEコマースビジネスの例

○資源の有効活用の観点

- 軽微な損傷だけで、まだ使用できる製品が廃棄される事例

袖が汚れた服



首元がへたれた服



○消費者の安全の観点

- 中古製品の修理歴や使用状態などの重要情報が消費者に適切に開示されず、製品事故やトラブルが発生
- シェアリングサービス等において所有者から預かった製品が返却されないといったトラブルが発生

スケジュール



2024年 12月	第10回資源循環経済小委員会 成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ、制度的対応の方向性について議論・決定
2025年 5月	資源有効利用促進法の改正法案成立
6月	第11回資源循環経済小委員会（改正資源法の制度運用等について）
7月	個別ワーキンググループ（製品指定に関する業界ヒアリング）
8月	第12回資源循環経済小委員会（対象製品、制度の点検の方向性について）
秋以降	改正施行令 公布 個別ワーキンググループと資源循環経済小委員会で継続議論
2026年 2月頃	改正施行規則 公布
4月	改正資源有効利用促進法 施行

1. 再生資源の需要見える化による供給の促進

例) 再生資源活用の自主目標策定により再生資源の供給が増加するか

2. 静脈を意識した動脈プロセス構築、製品づくり

例) 化学物質や再生資源活用のデータの動脈静脈間での共有、環境配慮設計の促進

3. CEコマース促進に向けた製造・サービスのあり方

例) シェアリング・リペアの促進をメーカーのビジネスにどうつなげるか

4. CE実現に向けた地域における取組

例) 自治体を巻き込んだ実証づくり、地域レベルでの動静脈の連携体制の構築

5. 消費者行動の変容の重要性

例) より細かな分別への取り組み、製品への再生資源活用への抵抗感の克服

サーキュラーエコノミーの取組がもたらすメリット

1. 他社や他産業との連携を通じた新たな視点によるイノベーション促進

1社では実現できないサーキュラー・エコノミーの取組を通して、様々なプレイヤーと連携することによる新たなビジネスチャンスの創出が期待できる。

2. 中長期でのサステナビリティを意識した取組の促進

一筋縄では進まないサーキュラー・エコノミーの取組を通して、より中長期の視点から自社のビジネスを見直す機会の創出につながる。

3. 前後工程や静脈産業も巻き込んだ製造プロセスの見直し

再生材の利用を検討する中で、前後工程や静脈産業との密接なやりとりが求められるため、個社内の最適化を超えた静脈も含めた全体プロセスの最適化につながる。

4. CEコマースを通じた、新たな顧客のニーズの理解促進

製造・販売という今までのビジネスに加えて、リースやリペアなどのCEコマースを通して、新しい形や継続的な顧客との関係構築が可能となり、ニーズの理解促進につながる。

5. 若い世代の関心分野の取組による人材育成・やりがいの創出

サステナビリティに関心の高い若い世代が主導できる分野であり、人材育成や満足度の向上にも効果がある。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取組について

- － 成長志向型の資源自律経済戦略
- － 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ）
- － 投資支援
- － ルール整備
- － 参考：直近のイベント



EXPO2025大阪・関西万博 サークュラーエコノミーに関する発信・取組

- 9月23日（火）～29日（月）の7日間、サーキュラーエコノミー（循環経済）をテーマにした来場者参加型の企画や展示等を、大阪・関西万博 EXPOメッセ「WASSE」南ホールにて実施。
- 小学生に人気を博する「科学漫画サバイバル」シリーズと連携し、「サーキュラーエコノミー研究所」を**コンセプトに**、来場者が楽しみながら資源循環の重要性や地球の将来を考える機会を提供。
- 一般消費者向けに、サーキュラーエコノミーに繋がる行動等をわかりやすく解説したウェブサイトを公開し、生活者への認知・理解、意識醸成をより加速させる。



サーキュラーエコノミーによる地方創生シンポジウム(富山・京都・埼玉)

- 昨年に続き、地方のサーキュラーエコノミーの活性化を目的に地方創生シンポジウムを、自治体を挙げてサーキュラーエコノミーの加速を行う富山（10/17開催）・京都・埼玉にて開催予定。
- 上記のシンポジウムと連携とし、万博レガシーを活用した小学生向けの出張授業等の施策も実施予定。

向きを変えれば、 追い風になる。

世界では「サーキュラーエコノミー」への移行が急速に加速しています。資源の枯渇。環境汚染。日本の企業も例外なく、対策が求められています。

向かい風か、追い風か。捉え方ひとつで、
たくさんのチャンスが見つかります。

競争ではなく、共創を。

自治体、教育機関、民間企業が連携すれば、
地方から世界を変えることもできるはずです。

**サーキュラーエコノミー
チャンスは、地方にある**

サーキュラーエコノミーによる地方創生シンポジウムin富山

2025.10.17

14:00～17:00



富山県庁会館 富山県庁会館

14:00～17:00

14:00～17:00

富山県庁会館 富山県庁会館

定員150名 事前申込制・参加無料(一般参加可)

14:00～14:15 開会挨拶

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

14:15～14:30 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

15:00～15:15 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

15:15～15:30 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

15:30～15:45 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

15:45～16:00 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

16:00～16:15 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

16:15～16:30 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

16:30～16:45 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

16:45～17:00 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

17:00～17:15 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

17:15～17:30 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

17:30～17:45 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

17:45～18:00 基調講演

富山県知事 田嶋 雅之

富山県庁会館 富山県庁会館

富山県庁会館



主催  富山県庁会館

PROGRAM シンポジウムプログラム

富山の主要産業であるアルミ産業とプラスチックの資源循環をテーマに、先進的なサーキュラーエコノミーの取り組みを行っている産官学による基調講演やパネルディスカッションを行います

基調講演	14:05	サーキュラーエコノミー 実現に向けた産官学連携	経済産業省 GXグループ 資源循環経済課 課長 三牧 純一郎	
	14:25	富山県における サーキュラーエコノミー 推進の取り組み	富山県知事 新田 八朗	
パネルディスカッション 「富山県におけるサーキュラーエコノミー」	15:00	富山のアルミ産業の資源循環における 先進性と地域間連携の展望	経済産業省 GXグループ 資源循環経済課 課長 三牧 純一郎	
			富山県 商工労働部長 山室 芳剛	
			富山大学 先進アルミニウム 国際研究センター 副センター長 小野 英樹	
			株式会社竹中工務店 経営企画部長 岡田 恒明	
パネルディスカッション 「プラスチックの資源循環」	15:50	プラスチック領域における資源循環の最新の取り組み	経済産業省 GXグループ 資源循環経済課 課長 三牧 純一郎	
			富山県 商工労働部長 山室 芳剛	
			株式会社竹中工務店 上級執行役員 次世代技術部 部長 岡田 恒明	
			三光合成株式会社 上級執行役員 次世代技術部 部長 亀田 隆夫	
閉会式・挨拶	16:20	Meetup (ネットワーキング・ピッチ)	名刺交換とネットワーキング、 ピッチの時間をご利用	

※プログラムは変更の可能性があります。変更の通知をさせていただきます。予めご了承ください。

サーキュラーエコノミー（CE）とは

大量生産・大量消費から脱し、廃材から資源や
内装を生み出さない仕組みをつくる循環型モデル。
資源の効率的・徹底的な利用を図り、コスト、ストック
を有効活用しながらサービス化等を促す、付加価
値を最大化することを目指す。

資源から
廃棄物へ
変化する

シンポジウムへの 参加申し込みはこちら▶

申し込みフォーム
<https://events.industrytalk.jp/2024/04/>

申し込みフォーム

サステナブルパートナーシップ（CPS）は富山県産品シンポジウム運営委員会
MAIL:cps-symposium@fshm.co.jp



▲ 万博催事での体験型展示造作のイメージ（左）、IPと連携した学習冊子（右）